

平成29年度 第4回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（概要版）

1 日 時 平成29年11月20日（月） 14時00分～16時00分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 波岡 和昭 ((株)街NAMI代表取締役)
特別委員 谷 昌幸 (帯広畜産大学グローバルアグロメディシン研究センター教授)
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員 富山 和也 (北見工業大学地域未来デザイン工学科 助教)
特別委員 金子 ゆかり ((有)金子設計事務所 一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	伊藤 尊之
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	相樂 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事	森越 愛
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	上畠 篤
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	小林 和哉
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	山野井 善正
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	武村 耕樹
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	若松 邦弥
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	秦野 恭輔
経済部地域経済局中小企業課商業グループ 主幹（商業）	作山 誠

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「ニトリ帯広店」（帯広市）の法第5条第1項（新設）の届出について
- ・ 「サツドラ昭和中央店（仮称）」（釧路市）の法第5条第1項（新設）の届出について
- ・ 「BUBU北見店」（北見市）の法第6条第2項（変更）の届出について

6 議事要旨

(1) 「ニトリ帯広店」（帯広市）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 駐車場の外構や身障者スペース等の配置について
駐車場については、周囲が縁石で区切られていること、身障者スペースの配置について

は、店舗入口に最も近く段差もなく平坦であること、隔地駐車場と店舗前駐車場の市道には横断歩道は設置しない計画であることなどを確認。

- ・ 周辺店舗や取扱商品を考慮した際の駐車場台数の検討について
駐車場台数の検討にあたっては、周辺店舗の状況や取扱商品が同様の類似店を参考に算出しており、問題ないことを確認。
- ・ 出入口の入出庫経路について
国道（白樺通り）側の出入口の入庫及び出庫方法について、出入口の配置の考え方や看板の設置等の配慮した事項（対策）などを確認。
- ・ 交通整理員の配置や堆雪場所について
交通整理員を各出入口及び隔地駐車場内に配置することを確認するとともに、堆雪場所については、旧店舗運営の状況を踏まえ設定したことを確認。

(2) 「サツドラ昭和中央店（仮称）」（釧路市）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 駐車場内や出入口の安全確保（導線等の検討）について
駐車場内等について、ドライブスルーへの誘導表示や路面標示の色分けなどにより来客者に導線を明示するとともに、交通整理員の配置期間の延長や増員、具体的な誘導方法の徹底等により安全確保を図ること、出入口③については、来客車両と搬入車両との交錯を避けるため、来客用の駐車場出入口の看板を設置しないことで、来客車両を積極的に誘導しないようにすることなどを確認。
- ・ 混雑時などにおける交通渋滞への対策について
特にオープン時には、交通整理員の配置期間の延長や増員、具体的な誘導方法の徹底等により安全確保を図ることを確認。
また、事務局として、交通量の現地調査を実施し現状を確認するとともに、開店後の懸念等の所見について事業者へ伝え、対応いただいたことを確認。
- ・ 児童や学生への安全配慮（駐輪場の配置等）について
スクールゾーンとはなっていないが、出入口における歩行者注意の看板等を設置すること、両店舗とも、児童や学生の利用は少なく、類似店舗の実態から駐輪場が不足することはないこと、スターバックスの駐輪場については、歩道側に設置することで、駐車場と分離し安全を確保することを確認。

(3) 「BUBU北見店」(北見市)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

・ 堆雪場所について

事業者として再度検討した結果、旧出入口③付近にあらたな堆雪場所を設けることを確認。また、追加の対策として、大雪により旧出入口③付近に堆雪できなくなった場合には、離れの旧第2駐車場への堆雪も検討することを確認。

・ 荷物(車等)の搬入方法について

車の搬入については、カーキャリアを使用し、出入口①から入庫の上、荷さばき施設で車の荷下ろしをすることを確認。

(4) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、添付のとおり

別 紙

(答申 ニトリ帯広店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

帯広市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

別 紙

(答申 サツドラ昭和中央店 (仮称))

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

釧路市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

別 紙

(答申 BUBU北見店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

北見市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。